

宜野湾市医療的ケアを必要とする児童の療養生活支援レスパイト事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療的ケアを必要とする児童の看護及び介護を行う家族の負担軽減を図るために市長が実施する宜野湾市医療的ケアを必要とする児童の療養生活支援レスパイト事業(以下「本事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療的ケア 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する医療的ケアをいう。
- (2) 医療的ケアを必要とする児童 法第2条第2項に規定する医療的ケア児をいう。
- (3) 家族 医療的ケアを必要とする児童の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、医療的ケアを必要とする児童を監護するものをいう。)で、現に当該医療的ケアを必要とする児童の看護及び介護を行っていると市長が認めたものをいう。
- (4) 利用児童 市長が本事業の利用を決定した医療的ケアを必要とする児童をいう。
- (5) 訪問看護事業者 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する訪問看護事業を行う事業者をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、宜野湾市とする。ただし、その実施については、適切な運営ができると認める訪問看護事業者に委託して行うこととする。

(対象者)

第4条 本事業を利用できる者(以下「対象者」という。)は、医療的ケアを必要とする児童であって、次の各号いずれにも該当するものの家族とする。

- (1) 宜野湾市内に住所を有する者
- (2) 在宅で同居の家族による看護及び介護を受けて生活している者
- (3) 医師の訪問看護指示書(保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第19条の4第1項の規定に基づく訪問看護指示書)による医療的ケアを必要とし、現に訪問看護事業者により医療的ケアを受けていて、症状が安定している者

(事業内容)

第5条 本事業は、宜野湾市と委託契約を締結した訪問看護事業者が医療的ケアを必要とする児童を対象に、家族に代わって在宅で一定時間の訪問看護(健康保険法の対象となる訪問看護のうち、健康保険法その他の助成制度の適用対象となる訪問看護時間を除いたものとする。以下同じ。)を提供するものとする。

(利用時間)

第6条 利用時間は、原則として午前9時から午後5時までの間とする。ただし、対象者が希望し、訪問看護事業者が対応可能な場合は午後10時まで延長できるものとする。

2 1年度(4月1日から翌年3月31日)内において、24時間を利用限度とする。

3 1日に1回を利用限度とし、1回当たりの利用時間は、1時間以上(1時間単位)とする。ただし、利用時間に30分未満の端数が生じた場合は切り捨て、30分以上1時間未満の端数が生じた場合は、1時間に切り上げるものとする。

(費用の負担)

第7条 対象者が本事業を利用するに当たっては、費用の負担はないものとする。ただし、本事業により提供する訪問看護に係る費用のほかに発生する交通費その他実費及びキャンセル料等については、対象者と訪問看護事業者との間の定めによるものとし、この要綱の定めによらないものとする。

(利用の申請)

第8条 本事業を利用しようとする対象者は、宜野湾市医療的ケアを必要とする児童の療養生活支援レスパイト事業利用(変更)申請書(様式第1号)に主治医の訪問看護指示書の写しを添えて、市長に申請するものとする。

(利用の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに利用の要否を決定し、その結果について、対象者及び訪問看護事業者に対し宜野湾市医療的ケアを必要とする児童の療養生活支援レスパイト事業利用(決定・変更)通知書(様式第2号)により通知するものとする。なお、不承認の場合には、宜野湾市医療的ケアを必要とする児童の療養生活支援レスパイト事業利用不承認通知書(様式第3号)を対象者へ通知するものとする。

2 有効期間は、利用決定日から利用の決定日以後の最初の3月31日までとする。

(利用の決定の更新)

第10条 前条第2項の有効期間の終了後も、引き続き利用の継続を希望する場合は、改めて第8条に定める申請を行わなければならない。

(変更の申請)

第11条 第9条の規定により決定の通知を受けた対象者(以下「利用者」という。)は、利用児童の氏名、住所若しくは訪問看護事業者に変更が生じたとき又は主治医の訪問看護指示書に変更が生じたときは、宜野湾市医療的ケアを必要とする児童の療養生活支援レスパイト事業利用(変更)申請書(様式第1号)に変更事項を証する書類の写しを添付して、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、速やかに利用者及び児童が利用した訪問看護事業者に対し、宜野湾市医療的ケアを必要とする児童の療養生活支援レスパイト事業利用(決定・変更)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(利用の中止)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、宜野湾市医療的ケアを必要とする児童の療養生活支援レスパイト事業(中止・取消)決定通知書(様式第4号)により、利用を中止し、又は決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する対象者の要件を欠いたとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により、利用の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が利用を中止し、又は決定を取り消す必要があると認めたとき。

(委託料)

第13条 訪問看護事業者が本事業を行った場合において、市が支弁する委託料に係る対象経費、基準額及び算定方法は、別表に定めるところによる。

(報告)

第14条 訪問看護事業者の長は、毎月10日までに前月分の事業の実施に係る利用児童別の宜野湾市医療的ケアを必要とする児童の療養生活支援レスパイト事業訪問看護提供記録票(様式第5号)及び宜野湾市医療的ケアを必要とする児童の療養生活支援レスパイト事業実績報告書(様式第6号)により、必要な事項を報告するものとする。

(委託料の請求)

第15条 訪問看護事業者の長は、毎月10日までに本事業に要した前月分の委託料について、宜野湾市医療的ケアを必要とする児童の療養生活支援レスパイト事業委託料請求書(様式第7号)により市長に請求するものとする。

2 市長は前項の請求があった場合において、内容を審査し、適正と判断されるときは、請求があった日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表

支払対象経費	支払額
訪問看護事業者が在宅の医療的ケアを必要とする児童を訪問して行う看護(健康保険法の適用対象となる訪問看護のうち、健康保険法その他の助成制度の適用対象となる訪問看護の時間を除く。)に係る費用	次の算式により算定した額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。 (平日) 支払対象経費の算定対象となる時間×7,000円 (休日) 支払対象経費の算定対象となる時間×9,000円